

○大野市議会基本条例

平成26年12月1日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会との関係（第5条―第8条）

第4章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

第5章 議案及び政策の審議及び調査（第11条―第16条）

第6章 議員の政治倫理、報酬及び定数（第17条―第19条）

第7章 議会事務局等（第20条・第21条）

第8章 最高規範性、議会改革の推進等（第22条―第24条）

附則

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わり、地方自治体の自主的な意思決定及び自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。

こうした状況にあって、大野市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される大野市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、大野市政の運営に関し、大野市長と共に二元代表制の一翼を担うという、その責務はこれまで以上に重くなってきた。

大野市議会は、大野市民憲章に掲げる、純朴さの中にも幕末の大野丸に象徴される進取の気象を持って政策提言及び政策立案を行うことにより、美しい自然と輝かしい伝統を受け継ぎ、住みよく生きがいのあるまちづくりを目指して、真の地方自治の確立及び市民福祉の向上のため、不断の努力を重ねていかななければならない。

人間関係が希薄になり、越前おおの独特の地域性が失われつつある今こそ、古より受け継がれた結の精神を持って地域の絆を深め、ふるさとを愛する大野人の育成と結の故郷の実現のため、大野市議会独自の活動を展開しなければならない。

ここに、大野市議会の最高規範として、議会及び議員の活動原則等に係る基本的な事項を定め、その使命を明らかにするとともに、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会として、市民との協働の下、まちづくりの推進と市民福祉の向上の

ために全力を挙げて、市民に身近な信頼される議会を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大野市議会（以下「議会」という。）及び大野市議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、組織、市長その他の執行機関との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自立的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、最小の経費で最大の成果を挙げる努力がなされているか、又は市政運営が適正に行われているかどうかを監視及び評価を行うとともに、市民の関心を高める議会運営を行うこと。
- (2) 自由な討論の場であるとの認識に立って、議員相互の自由な立場での討議を通して論点を明らかにし、意見の相違又は共通点を認識する中で、議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 市民の代表機関であることを常に自覚し、公正かつ透明で、市民に信頼される、身近でわかりやすい、開かれた議会運営に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、政策提言を行うとともに、必要な政策を自ら立案し、市長等に提案することに努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 自らが市民の代表であることを深く自覚し、広範で積極的な活動に努めるとともに、公平性及び透明性を重んじて行動すること。
- (2) 議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 合議制の機関である議会の構成員として、様々な市政の課題及び当該課題に対する市民の意見、要望等を的確に把握し、市民福祉の向上のために活動すること。

(4) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を推進すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動に関し、相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

(市民参画)

第6条 議会は、議会の活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催できる。

2 議会は、自ら行う政策形成の過程において、市民が参画できる機会の提供に努めるものとする。この場合において、議会は、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するよう努めるものとする。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的な見地からの意見等を議会の討議に反映させるものとする。

(情報の共有)

第7条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会の視点から常に市民に対して周知するよう努めるとともに、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を公開するものとする。ただし、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議で、大野市情報公開条例（平成16年条例第4号）第7条第2号に規定する個人情報情報が漏洩するおそれのある場合又は意思形成過程若しくは政策形成過程にあるもので、公開することにより自由な討議が損なわれるおそれのある場合又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合においてはこの限りでない。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第9条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等との緊張関係の保持に努め、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策提言、政策立案等を通じ、市勢の発展に資するものとする。

(政策等形成過程の説明)

第10条 市長等は、第12条第1項に規定する基本構想を実現するための重要な政策、施策、事業及び長期計画（以下この条において「政策等」という。）を立案しようとするときは、次に掲げる項目を説明するものとする。

- (1) 政策等の概要及び政策等を必要とする背景
- (2) 立案に至るまでの経緯
- (3) 比較又は検討した他の政策、施策、事業、計画等
- (4) 市民参画の状況
- (5) 基本構想との整合性
- (6) 政策等の財源及び将来必要となる費用

第5章 議案及び政策の審議及び調査

(定例会)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会は、年4回とする。

2 議会の会期及び運営等については、規則の定めるところによる。

(法第96条第2項の議決事件)

第12条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、大野市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定とする。

2 議会は、前項に規定する議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にして市長と協議しなければならない。

(質問)

第13条 議員は、本会議における一般質問において、論点を明らかにするため、一問一答方式で質問を行うことができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(付帯決議の尊重)

第14条 市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議において可決された付帯決議について、最大限尊重するよう努めるものとし、当該付帯決議に関する対応

等を遅滞なく議会に報告するものとする。

(請願又は陳情趣旨の聴取)

第15条 議会は、請願又は陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取の機会を設けることができる。

(専決処分の指定及び報告)

第16条 法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 1件が100万円以下の和解に関すること及び1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償額を決定すること。
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年条例第53号)の規定により、議会の議決に付さなければならない契約で、契約を締結した後変更等により300万円の範囲内で契約金額を変更すること。
- (3) 市営住宅、特定優良賃貸住宅及び大納ハイツ(以下「市営住宅等」という。)の使用料等の支払又は市営住宅等の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (4) 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語に係る規定を改正すること及び既設条例の主旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正すること。

第6章 議員の政治倫理、報酬及び定数

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる議員が市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努め、常に良心に従って誠実かつ公正にその職務を行い、もって清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与しなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(議員の報酬等)

第18条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、別に条例で定める。

2 委員会又は議員が議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出しなければならない。

(議員の定数)

第 19 条 議員の定数は、市政の現状、課題及び将来の予測を十分考慮するとともに、第 2 条に規定する議会の活動が担保されるよう、総合的な観点から決定するものとする。

2 議員の定数は、別に条例で定める。

第 7 章 議会事務局等

(議会図書室の充実)

第 20 条 議会は、議員が議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研さんに資するため、議会図書室を設置し、必要な図書等を収集及び保管し、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 21 条 議会は、政策提言、政策立案等の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

第 8 章 最高規範性、議会改革の推進等

(最高規範性)

第 22 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会改革の推進)

第 23 条 議会は、議会を活性化し、市民に開かれ、市民の視点に立った議会を実現するため、議会改革に継続的に取り組まなければならない。

(条例の見直し)

第 24 条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的の達成に関し、継続して検証に努め、市民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。

(大野市議会定例会条例の廃止)

2 大野市議会定例会条例（昭和 41 年条例第 23 号）は廃止する。

(大野市議会政治倫理条例の一部改正)

3 大野市議会政治倫理条例（平成 18 年条例第 43 号）の一部を次のように改正

する。

〔次のよう〕略